

平成 31 年 4 月 30 日現在

機関番号：32408

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13584

研究課題名（和文）「社会参画学習」論による社会科授業の開発

研究課題名（英文）The Development of Teaching Plan for Social Studies on the basis of Cultivating Citizenship

研究代表者

吉田 正生（YOSHIDA, Masao）

文教大学・教育学部・教授

研究者番号：20261373

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：社会科としての「社会参画」学習については、次の2点を踏まえるべきだという結論に到達することができた。実際に何らかの行動を児童・生徒に求めるのではなく、「実用・実践知」を案出する力を育成すること及び「実用・実践知」と「実践的技能」の習得を図ること。ある社会問題に対して何が出来るかを考えさせるとき、従来の社会科のように子どもたちに「今」の「自分」が何が出来るかを考えさせるのではなく、社会の成員みんなが何が出来るかを考えさせること。これをもとに、授業モデルおよび授業プランを作成した。このような社会参画学習論はこれまでに見られなかったものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成18年の新「教育基本法」の精神に則った社会科授業の在り方を具体的に示すことができた。新教育基本法は「旧教育基本法」を大きく転換し、個人を最優先する個人主義的自由主義から、コミュニタリアニズム的発想に立つものとなった。その最も顕著な表れが「社会参画」できる国民の育成の強調である。平成10年ごろから、社会科教育研究者たちは、社会参加や社会参画を念頭に置いた授業モデル・プランづくりに取り組んできたが、実践可能なものを創り出すのは容易ではなかった。

本研究の成果である授業モデルは、学生が教育実習先でも実施できるようなものとなっている。こうした実践可能な授業モデルを開発したこと、これが意義である。

研究成果の概要（英文）： The researcher reached conclusion on constructing the teaching plan of social studies for cultivating citizenship as follows: The object of the teaching plan is to cultivate, Basically, that pragmatic knowledge and skills are not limited to one's own. On the contrary, teaching plan should aim at learning what social actors are able to do and should (not) do for social issues. Therefore, When constructing this teaching plan, teachers should set four social actors, that is, government, volunteer organization, business, family including oneself.

This approach to cultivating citizenship is innovative and possible to do easily in the classroom.

研究分野：教科教育

キーワード：社会参画 社会的役割 実用・実践知 「公-共-商-私」 社会問題科

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

『社会参画学習』論による社会科授業の開発』

なぜ、このような研究テーマを設定したのか。スタート地点には、次のような素朴だが根本的な疑問があった。「将来、地理学者や歴史学者になるわけでもない子どもたちに、社会科は一体どのような力を付けるべきなのか。これに対する自分なりの答えは持っていた。「意思決定力の育成」である。人生の節目ふしめで、合理的な、また自分の価値観に適合的な選択肢を選び取る力を育成すること、これが社会科の役目だと考えていたのである。

ところが、「平成 20 年度版学習指導要領(社会)」に登場した「社会参画」力を伸ばすべきだという考え方に触れ、この答に対する確信が揺らいだ。(社会科の究極目標を単に「意思決定力」を伸ばすことにとどめてよいのか。行為する力を伸ばす必要があるのではないか……) こうした揺れのなかから、上記の研究テーマが生まれて来たのである。

以下、もう少し丁寧に、「社会参画」という考えをめぐる社会科教育界の動きと筆者自身の考えの深まりについて述べていこう。

平成 18 (2006) 年に改訂された「教育基本法」の中で「社会参画」力育成の必要性が唱えられ、「平成 20 年度版学習指導要領(社会)」にも「社会参画」というタームが登場した。これを受けて教科調査官も全国津々浦々の研究会等で社会科における「社会参画」とは何か、どのようにして「社会参画力を育成すべきか」などを説いて回った。筆者がまだ北海道教育大学旭川校に在職していた平成 21 (2009) 年 10 月、旭川市で開催された「全道社会科連盟研究大会」に講師として招かれた澤井陽介教科調査官(当時)は、「社会参加」でなく「社会参画」という語を選んだ理由について、およそ次のように述べた。「参加」は実際に何かの活動をすることを意味するが「参画」はそこまでは行かない。活動のための計画段階でとどまってよい。要するに、社会科を知識・技能習得と思考力・判断力育成を主目的とする認識教科・態度形成教科にとどめ、実際の行動を子どもたちに要求するところまではねらっていない、ということである。社会科と特別活動との境界線は守られたのである。

他方、社会科教育の研究者たちは、それぞれの信念や学的蓄積にしたがって、様々な「社会参画学習」論を展開し、それにふさわしい授業モデルや授業プランを開発していた。その中には、必ずしも「社会参加学習」あるいは「社会参画学習」の名称を使用せず、たとえば「社会形成学習」、「シティズンシップの育成」といったタームに拠った研究もあった。英国の「シティズンシップ」教育に着目した研究者たちのなかには英国まで出向き、そのカリキュラムやテキストブックを持ち帰り、それを研究し成果を学会誌に発表したりする者もいた。

こうした社会科教育界の動きの中で、筆者も「社会参画学習」の新しい授業モデルと授業プランの開発に取り組みうと、研究に着手したのである。

2. 研究の目的

『社会参画学習』論による社会科授業の開発』が、研究目的である。この目的は大きく二つに分けることができる。一つは、社会科という教科学習における「社会参画」の意義と性質を明らかにすること、今一つはそれにふさわしい授業モデルをまず作成し、次に適切な教材に合わせた授業プランを開発することである。

3. 研究の方法

社会科という教科学習における「社会参画」の意義と性質を明らかにするために採った方法は、社会科教育学における先行研究を検討すること、また公共哲学や社会学等のポランティア論やコミュニティ論を検討することであった。

こうした考究を通じて、先行研究や実践の次のような問題点が次第に明らかになった。すなわち、「地域社会のなかの誰(どのような社会的役割にある者)が、何に・どう取り組むべきなのか」という仕分けをせずに、子どもたちに漠然と(つまり、改善のための行為主体を明らかにしないまま)「何ができるか」・「何をなすべきか」を考えさせている」ということ。たとえば、地域社会としてゴミ問題に取り組むというときに、市役所だからこそ行すべきこと・行なえること、ボランティアだからこそ行えること、また利潤をあげることを最優先課題にしている企業でもごみの減量化のために行えること、個人として(あるいは個々の家庭で)行えること・行すべきこと、という具合に仕分けすべきだということが見えてきたのである。さもないと、子どもたちに考えさせたけれど、(近未来の)社会の担い手がどのようにしてそれぞれの社会的役割を創造的に果たすことができるかといった実効的な知識を習得させることが出来ないのである。

授業プランの開発は、研究代表者だけでは不可能であると考え、研究協力者を募った。研究協力者が小学校の授業プランを作成するという方法を使った。

4. 研究成果

社会科としての「社会参画」学習については、次の 2 点を踏まえるべきだという結論に到達することができた。

実際に何らかの行動を児童・生徒に求めるのではなく、「実用・実践知」を案出する力を育成すること及び「実用・実践知」と「実践的技能」の習得を図ること。

ある社会問題に対して何ができるかを考えさせるとき、従来の社会科のように子どもたち

に「今」の「自分」が何ができるかを考えさせるのではなく、社会の成員みんなが何ができるかを考えさせること

以下、上記について若干補足しよう。

先ず、 について、補足する。社会問題に対して、児童に実際に何らかの行動をさせようとするとき、次の4つの懸念を払しょくすることができない。子どもたちを大人たちの政争に巻き込んでしまうのではないか；外で活動させるという場合、安全を確保できるのか；時数不足は生じないのか；特別活動の中に侵入しているのではないか。こうした懸念ゆえに、実際の行動をさせず、社会参画学習も認識教科の枠内にとどめたのである。

次に についてである。「今」の「自分」が何ができるかを考えさせても、大してできることなどないし、社会認識が広がるわけでもない。それは「社会科」の学習というより「個人科」の学習にとどまっている。したがって、社会の成員それぞれがある社会問題に対して何ができるかを考えさせるべきである。社会の成員を「公」-「共」-「商」-「私」の各領域におけるアクターとし、「それぞれのアクターはこの問題を解決するために何ができるか・すべきか」「それらのうち、すべきでないことは何か」「問題解決のために誰が何をすべきか、整理する」という指導過程を案出したのである。

これを授業モデルとし、このモデルに従って小学校の授業プランを4本（小4=「ごみの学習」、小5=「水の情報社会と地域コミュニティの学習」、小6=「政治学習」、中学校の授業プランを2本（中1地理=「人口問題」、中3公民=「エネルギー問題」）を開発し、「中間報告書」と「最終報告書」に掲載した。

上記で分かるように、研究協力者たちが開発した授業プランは、公民か地理の分野である。これは、果たして「社会参画学習」論によって、「歴史学習」は展開できないのではないかという懸念が、本研究グループにあったからである。そこで、歴史分野における「社会参画学習」の授業プラン作りは、研究代表者の課題となった。

研究代表者は、これについて次のような手法によって解決した。パラレルワールドを設定し、そのパラレルワールドの社会問題を模擬的に解決する。そのためにリアル・ワールドの歴史を参照する。すなわち、歴史学の「学知」と社会的役割遂行のための「実用・実践知」を統合的に学ばせるという手法である。この授業プランは「最終報告書」に掲載した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

「主権者教育としての社会科カリキュラムと授業構成」(社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第29号、2017年 pp.1-10)

授業書「『明治政府の国づくり・国民づくり』の開発 美術・音楽政策を組み込んで」(全国社会科教育学会『社会科研究』第88号、2018年 pp.1-10)

〔学会発表〕(計3件)

社会科における「社会参画学習」の可能性について(平成27年2月、社会系教科教育学会)

社会参画学習論による主権者教育構想と実践(平成28年10月、全国社会科教育学会)

社会参画学習としての歴史学習 明治期の美術政策を教材として(平成29年2月、社会系教科教育学会)

〔図書〕(計2件)

『「社会参画学習」論に拠る社会科授業の開発(中間報告書)』(報告書) 2018年。

『「社会参画学習」論に拠る社会科授業の開発』(報告書) 2019年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：笹岡智聡、椎名史人、中村雅美、藤田譲、本松宏章

ローマ字氏名：Sasaoka Chisato, Shiina Humito, Nakamura Masami, Fujita Yuzuru,
Motomatsu Hiroaki

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。